



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目次

条 例

◇川崎市市税条例等の一部を改正する
 条例(第43号) 1340

規 則

◇川崎市情報公開運営審議会規則の一部を改正する規則(第18号) 1341
 ◇川崎市公文書館条例施行規則の一部を改正する規則(第19号) 1341
 ◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第20号) 1341
 ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第21号) 1356
 ◇川崎市市区長委任規則の一部を改正する規則(第22号) 1357
 ◇川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則(第23号) 1357
 ◇川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第24号) 1357
 ◇川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(第25号) 1357
 ◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第26号) 1387
 ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第27号) 1398
 ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(第28号) 1398
 ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則(第29号) 1398
 ◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第30号) 1399

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第31号) 1400
 ◇川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第32号) 1400
 ◇川崎市民生委員の定数を定める規則(第33号) 1400
 ◇川崎市地域包括支援センター運営協議会規則(第34号) 1400
 ◇川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則(第35号) 1401
 ◇川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第36号) 1401
 ◇川崎市介護保険運営協議会規則の一部を改正する規則(第37号) 1403
 ◇川崎市基準該当居宅サービス事業者等及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則(第38号) 1403
 ◇川崎市介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(第39号) 1403
 ◇川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第40号) 1404
 ◇川崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第41号) 1406
 ◇川崎市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(第42号) 1406
 ◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第43号) 1406
 ◇川崎市物品会計規則の一部を改正する規則(第44号) 1411
 ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第45号) 1412
 ◇川崎市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則(第46号) 1414

川崎市宮前平保育園	○	○	○	○		
川崎市白鳥保育園	○	○	○	○		

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。
(時間外保育料)

第9条 条例第8条第2項第4号に規定する規則で定める額は、1月につき、1日当たり30分までの子ども・子育て支援法第59条第2号に規定する時間外保育の利用ごとに1,000円を基準として市長が別に定めるところにより算定した額とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第31号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第33条第12号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第32号

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則(昭和50年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の13第2項」を「食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第1項」に、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第2項」を「食品表示法第4条第1項」に、「ちょう付」を「貼付」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市民生委員の定数を定める規則をここに公布する。

平成27年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第33号

川崎市民生委員の定数を定める規則

川崎市民生委員の定数に関する条例(平成27年川崎市条例第12号)本則の規則で定める数は、1,682人とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市地域包括支援センター運営協議会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第34号

川崎市地域包括支援センター運営協議会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市介護保険条例(平成12年川崎市条例第25号)第5条の3第6項の規定に基づき、川崎市地域包括支援センター運営協議会(以下「地域包括運営協議会」という。)及び区地域包括支援センター運営協議会(以下「区地域包括運営協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 地域包括運営協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 地域包括運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域包括運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 地域包括運営協議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 地域包括運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 地域包括運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 地域包括運営協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。